変更届出 【提出書類と記載例の案内】

（C 個人　1施設　　全４ページ）

変更届出は**事後提出**です。

変更した日から**30日以内**に提出してください。

変更日より前に提出しても受理されません。

変更届出は、種の保存法第 33 条の 7 により提出が義務付けられており、届出を怠った場合、罰則が規定されています。

提出書類

書類を封筒に入れるときに、□にチェックを入れて確認してください

□	様　式　第 44　**特別国際種登録事項変更届出書**

自宅住所を変更した場合、証拠書類として以下の書類を添付してください。	
□	**変更後の住所が印字**されている**公的機関発行の身分証明証のコピー** （例）運転免許証、国民健康保険証、住民票など （パスポートなど自身で手書き記載したものは不可）

戸籍名を変更した場合、証拠書類として以下の書類を添付してください	
□	**旧氏名・現氏名の氏名が併記**されている**公的機関発行の証明書類** （例）戸籍抄本（個人事項証明）など

書類送付先／お問い合わせ

TEL　03-6659-3577　（平日 10:00～17:00）

＊12:30～13:30 は、担当者が不在の場合があります。

↓切り取って書類提出時の宛名にお使いください

〒130－8606

東京都墨田区江東橋3丁目3番7号

一般財団法人自然環境研究センター
事業者登録係　行　　変更届

※持ち込みによる提出はできません

変更手続きの注意事項

● 自宅住所を変更した場合、身分証明証のコピーの提出が必要です

変更届とあわせて、変更後の住所が印字されている公的機関発行の身分証明証のコピーを添付してください。

● 現在の登録者から別の人物への登録変更はできません

事業を引退する等の理由により、現在の登録者から後継者など別の人物への登録変更はできません。後継者等が引き続き象牙取引を行う場合は、新たに登録申請をしてください。

また、先代の登録者が事業者登録をやめる場合は、後継者の登録が完了し、在庫の引き渡しが済んだ時点で廃止届を提出してください。

登録者が亡くなった場合も別の人物への登録変更はできません。ご家族の方が代理で廃止手続きをする必要がありますので、まずは電話でお問い合わせください。代理届出用の書類をお送りします。

● 個人事業者から法人事業者へ法人成りをした場合、変更手続きはできません

引き続き象牙取引を行う場合、法人として新たに事業登録の申請をしてください。

また、個人としての登録を廃止する場合は、法人の登録が完了し、在庫の引き渡しが済んだ時点で廃止届を提出てください。

● 戸籍名を変更した場合は、変更前・後の両方の氏名が確認できる証明書類の提出が必要です

戸籍名が変わった場合、旧氏名と現氏名が同一人物であることを証明できる公的機関の証明書類の提出が必要です。詳しくは電話にてお問い合わせください。

書類作成の注意事項

● 届出日（右上の日付）は、記入した日または投函する日を記入してください

西暦・和暦のどちらでも可。ただし和暦で記入する場合は、元号（令和）を記入してください。

● 個人氏名および自宅住所は、身分証明書のとおり記入してください

（旧字、アラビア数字、漢数字、丁目・番地、ハイフンなど）

ただし、以下の項目は、証明書に記載がなくても、省略せずに記入してください。

道府県名、建物名、階数および部屋番号

※ 部屋番号などが登録されていないと、郵便が届かない可能性があります。

※ 異体字を使用されている場合、データ管理上、常用漢字で対応する場合があります。

変更届　記載例

手書きで作成する場合、黒ペンで清書
鉛筆書き不可

書類を記入した日または**投函する日**を記入
（空欄不可）

西暦・和暦のどちらでも可
ただし和暦で記入する場合は、元号（令和）を記入

様式第 44（第 33 条の 7）

特別国際種事業登録事項変更届出書

届出日　年　月　日

一般財団法人自然環境研究センター 理事長　殿

赤点線枠内は**変更後の情報**を記入

住所　〒 **郵便番号**　**自宅住所**（都道府県から記入）

氏名又は名称　**個人氏名**

（登録番号　**数字 5 桁の番号**　）

代表者の氏名　**（記入しない）**

【！間違い注意！】

A、S、T から始まる登録番号は古い番号のため、現在使用できません

現在の番号がわからない場合は次ページ**「登録番号」の確認方法**を参照

【！ふりがな記入忘れ注意！】　（文章省略）

氏名又は名称		ふりがな **個人氏名** （法人番号：**（記入しない）**）
代表者の氏名（法人の場合のみ）		**（記入しない）**
住所		〒 **郵便番号**　**自宅住所**（都道府県から記入）
連絡先		電話番号：**自宅の電話番号** **携帯電話番号**（あれば記入） Eメール：**e-mail**（あれば記入）
登録年月日		※初めて登録した時期によって、記入する日付が異なります 2018 年 5 月 31 日までに登録 → 2018 年 6 月 1 日と記入 2018 年 6 月 1 日以降に登録 → 初回登録の日付を記入
登録番号		**数字 5 桁の番号**
特別特定器官等の譲渡し又は引渡しの業務を行うための施設	名称	**施設（店舗）の名称**
	所在地	〒 **郵便番号**　**施設の所在地**（都道府県から記入）
特別国際種事業の対象とする特別特定器官等の種別		そう科の牙及びその加工品
変更した事項		**次ページ** **「変更した事項」欄の書き方を参照して記入**
変更の年月日		**変更した日付**
変更の理由		**変更した理由を記入**

e-mail はデータのやり取りができないアドレス不可

紛らわしい文字は**はっきり区別がつくよう**に記入

2018（平成 30）年 6 月 1 日以降に初回登録した方で、初回登録の日付がわからない場合は、初回登録完了時に当センターがお送りした**特別国際種事業登録通知書**で確認してください。

施設名称が、上から 1 段目の「氏名又は名称」と同じ場合は、**「上記に同じ」**と省略記入可

施設所在地が自宅住所（上から三段目に記入した住所）と同じ場合は、
「上記に同じ」と省略記入可

「登録番号」の確認方法

以下のいずれかの文書から確認してください。

- **特別国際種事業登録（更新）通知**
  登録完了時に当センターからグレーの封筒に入れて発行した通知書
- **特別国際種事業者登録簿（PDF データ）**
  http://www.jwrc.or.jp/service/jigyousha/pt6-tourokubo/index.htm
  ホームページトップ ＞ 各種サービス ＞ 特別国際種事業者登録 ＞ **⑥事業者登録簿（公表情報）** 内

「変更した事項」欄の書き方

下表を参考に、**変更する項目**と**変更の内容**を記入してください
灰色部分は、貴殿の内容に置き換えてご記入下さい。

変更する事柄	書き方例
事業者住所 （自宅住所）の変更	事業者住所　上記に同じ 表３段目「住所」と同じであるため「上記に同じ」と省略記入可
施設（店舗等）名称の変更	施設名称 変更後の施設名　（旧名称　変更前の施設名　）
施設（店舗等）所在地の変更	施設所在地 変更後の郵便番号・所在地　変更前の郵便番号・所在地 ※ 電話番号も変更している場合は、番号も記入
事業者名称の変更※ **※戸籍名変更の場合のみ手続き可**	事業者名称　上記に同じ 表１段目「氏名又は名称」と同じであるため「上記に同じ」と省略記入可

※ 施設を追加する場合は、**＜D＞個人（複数施設）の届出用紙**でご提出ください。

複数の事柄を変更する場合

変更の事柄ごとに、1枚ずつ変更届を作成する必要はありません。
1枚の変更届で、「変更した事項」欄にまとめて記入ください。（以下の例を参照）

【例】① 2021年11月1日に事業者住所（自宅住所）を変更
② 2021年11月20日に店舗の所在地を変更

変更した事項	① 事業者住所　上記に同じ ② 施設所在地 変更後の郵便番号・所在地
変更の年月日	① 2021年11月1日　② 2021年11月20日